

公益社団法人 東京都府中市歯科医師会定款施行規則

第1章 会 員

(会員の種別)

第 1 条 会員の種別については定款第5条第1項の規定に基づく。

2. 定款第5条第1項第3号に定める終身会員は、前年度末において通算20年以上本会会員であって、満70歳を超え、定款第9条の規定に該当する行為のなかった者が終身会員として待遇する資格のある者とする。
3. 前項によって第1種会員が終身会員の待遇になった場合には、第1項の規定にかかわらず、当該診療所または病院等に所属する他の歯科医師がいる場合、そのうち1名を第1種会員とする。
4. 会長は、第2項に該当する会員について理事会において承認し、これを終身会員とする。
5. 終身会員は、敬意を表する為表彰し、月会費を免除する。
6. 名誉会員は、1種・2種・終身会員の中で本会の指導発展に功労があった者を追加推薦するものとする。

(入会の手続き)

第 2 条 本会に入会しようとする者は、入会申込書（第1号様式）に歯科医師免許の写しを添付して、本会に提出しなければならない。ただし、会長が認めたときは、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

2. 本会に入会しようとする者に対しては、入会申込書に付き諸調査を行い、理事会の決議を経て適格と認めた者を承認し、会員名簿（第2号様式）に登録する。
3. 次の各号のいずれかに該当するときは、正会員として認めない。
 - (1) 歯科医師関係法規により処分を受け、又は復権しない者。
 - (2) 歯科医師法第4条第1項の各号に該当するもの。
 - (3) 歯科医師会の正会員として好ましからざる経歴を有する者。
 - (4) 歯科医師の品位を毀損する行為のあった者。
4. 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書（第3号様式）により、入会申込者に通知しなければならない。

(入 会 金)

第 3 条 本会に入会しようとする者は、定款第7条の規定に基づく入会金を支払わなくてはならない。

2. 会員から徴収した入会金は、公益目的事業以外の事業及び管理業務やその他の法人全般に係る事項に使用する。

(会 費)

第 4 条 第1種会員の会費は、定款第7条の規定に基づく。

2. 第2種会員の会費は、月会費のみとし、月会費は第1種会員の会費の半額とする。

3. 会員から徴収した会費は、その額を公益目的事業以外の事業及び管理業務やその他の法人全般に係る事項に使用する。
4. 本会は総会において必要と認めるときに、正会員から総会において定める額を特別会費として徴収することができる。
5. 会員から徴収する特別会費の用途は総会により定める。

(会費等の納入)

- 第 5 条 本会に入会した会員は、本規則第 2 条第 4 項に規定する入会決定通知を受けた日から 14 日以内に、入会金を口座振込み又は現金納入の方法により納入しなければならない。
2. 会員は、毎月 20 日までに、月会費を納入しなければならない。
 3. 会員は、事業年度毎の特別会費として 3 月末日までに、口座振込み又は現金納入の方法により納入しなければならない。ただし、会員本人の同意があった場合、本会事業に伴う役務提供対価として支払うべき金額より徴収することもできるものとする。

(退 会)

- 第 6 条 会員は、退会届（第 4 号様式）を提出して、任意に退会することができる。
2. 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。また、退会以外の事由により会員の資格を喪失したときにおいても、会員名簿の登録を抹消する。

(処分の手続き)

- 第 7 条 会長は、会員の行為が定款第 9 条第 1 項の規定に該当すると認めるときは、理事会を経て、これを総会にはかり、その裁定を求めなければならない。

(復権の審査)

- 第 8 条 資格を喪失した者で、その後会員の資格を得るために本会に審査を申し出ることができる。

第 2 章 役員等の選任

(選 挙)

- 第 9 条 選挙は公正に行うことを要し、本会における一切の選挙は、この規定の定めるところによりこれを行なう。

(選挙管理委員会)

- 第 10 条 選挙に関する一切の事務は、選挙管理委員会が管理する。

(選挙管理委員会の組織)

- 第 11 条 選挙管理委員会の組織は委員 5 名をもって組織し、委員長及び副委員長各 1 名を

委員が互選する。

(委員の選出と任期)

第12条 委員は総会において選出し、その任期は役員の内任期間と同一とする。

2. 委員に欠員が生じた時は総会の決議を経て補充する。

(委員の辞任)

第13条 委員は役員及び東京都歯科医師会の代議員の候補者となるときは辞任しなければならない。

(役員及び東京都歯科医師会代議員・予備代議員の資格)

第14条 入会后2年を経過した会員でなければ役員及び東京都歯科医師会代議員及び予備代議員(以下代議員と称する。)となる資格を有しない。

(選挙人名簿)

第15条 選挙人名簿は、選挙前30日現在の本会会員名簿をもってこれに当てる。

(選挙)

第16条 選挙は、投票によりこれを行なう。投票は、各候補者につき1人1票とする。

(選挙管理委員会の権能)

第17条 選挙権、被選挙権の有無、投票の効力その他選挙の実施について生じた疑義は、選挙管理委員会の決するところによる。

(東京都歯科医師会代議員の選挙)

第18条 本会は、社団法人東京都歯科医師会の定款に応じ、代議員を選出する。なお、東京都歯科医師会の予備代議員については、総会の決議により別段の方法によることができる。

(選挙の告示)

第19条 選挙期日は、理事会においてこれを定め、会長は選挙の15日前までに、これを各選挙人に知らせなければならない。

(選挙方式)

第20条 代議員選挙は、単記無記名とする。

(選挙の開始の宣言)

第21条 議長は、選挙開始を宣言すると同時に、会場の出入口を閉鎖し、選挙権を有する出席者の数を確定しなければならない。

(立会人)

第22条 議長は、出席者の中から投票及び開票立会人5名を指名し、投票及び開票に立ち合わなければならない。

(選挙の執行)

第23条 選挙の執行に関しては、選挙管理委員長の指揮に従わなければならない。

(投票用紙の交付)

第24条 投票用紙は、投票場において選挙管理委員から投票者に交付する。

(秩序維持)

第25条 投票は、厳正静粛に行ない、選挙の秩序をみだすような行為をした者に対し、選挙管理委員長は、これを制止し、または退場させることができる。これにより退場させられた者は、投票の最後に投票させる。

(投票の終了)

第26条 選挙管理委員長が投票終了を確認したときは、その旨を宣告し、投票箱を閉鎖する。
2. 前項の宣告があった後は投票を許さない。

(開 票)

第27条 選挙管理委員会は、無効投票の判定について開票立会人の意見を聞かなければならない。
2. 次の投票はこれを無効とし、賛成が得られなかったものとして扱う。
(1) 正規の投票用紙を用いないもの
(2) 候補者以外の氏名を記載したもの
(3) 単記投票の場合に数名の氏名を記載したもの
(4) 他事を記載したもの。但し、敬称の類は、この限りではない
(5) 候補者の氏名を確認しがたいもの

(当選者の決定)

第28条 同点の場合は同点であった両者とも総会における本決議に付し、過半数の賛成を得たうえで得票数の多い方を選任する。

(候補者の欠如)

第29条 選挙は、候補者についてこれを行なう。
2. 東京都歯科医師会の代議員の候補者がなく、総会の決議により別段の方法によることができる。
3. 定員に満たない数の立候補者があつた場合、総会出席者の過半数の賛成を得てこれを当選者とするを要する。

(当選者決定後の処理)

第30条 選挙管理委員会は、当選者が決定したときは、ただちにこれを議長に報告しなければならない。
2. 前項の報告を受けた議長は、すみやかにこれを会長に報告し、会長は当選者ならびに会員に報告しなければならない。

(当選者の辞退)

第31条 当選者は、正当な事由のない限り辞退することはできない。

(選 挙 録)

第32条 選挙管理委員会は、選挙の経過を記録した選挙録を作製し、会長に提出、会長はこ

れを永久保存しなければならない。

(締切り期日)

第33条 役員及び代議員の立候補者の届出の締切りは、選挙日の8日前の正午迄とする。但し、緊急の場合は前日の正午迄とする。なお、総会で選出すべき会長・副会長・専務理事候補者の立候補についても同様とする。

(立候補の手続き)

第34条 前条の候補者は、本会所定の用紙(様式第5号)に記入の上、選挙管理委員会に届出なければならない。但し、推薦候補者にあつては、推薦者2名以上の署名捺印ある推薦書と本人の承諾書を添えなければならない。

(不正行為)

第35条 不正の方法、または行為により当選した者は、当選を無効とする。

(関連規則の準用)

第36条 この規定に定めない事項については、社団法人東京都歯科医師会、社団法人日本歯科医師会選挙規則を準用する。

第3章 総 会 第1節 会 議 及 び 閉 会

(総会の順序)

第37条 会議は、特別の事項がない限り次の順序とする。

- (1) 開会
- (2) 点呼
- (3) 会長挨拶
- (4) 議長、副議長の選出
- (5) 会務報告
- (6) 特別委員会の報告
- (7) 議案の審議
- (8) 役員の選出
- (9) 会長、副会長及び専務理事の候補者の選出
- (10) 東京都歯科医師会代議員及び予備代議員の選挙
- (11) 選挙管理委員の選出
- (12) 閉会

(閉会と延会)

第38条 議事日程に記載した事項を終わったときは、議長は閉会を宣言する。会議を終わらない場合でも議長は過半数の賛成を得て延会または閉会することができる。

(発言の禁止)

第39条 議長が会議を開くことを宣言する前、または閉会、若しくは延会を宣言した後は、何人も議事について発言することはできない。

第2節 議 事

(議事日程の記載事項)

第40条 議事日程には、会議の日時及び会議に付する事項並びにその順序を記載しなければならない。

(特別委員会の報告)

第41条 特別委員会の審議した事項が議題となったときには、先ず委員長がその経過及び結果を報告しなければならない。

2. 委員長が前項の報告をする場合には、自己の意見を加えてはならない。

第3節 発 言

(発言の許可)

第42条 会議において発言するときは、すべて議長の許可を受けなければならない。

(発言の順序)

第43条 2人以上発言を求めたときは、議長は発言順にこれを許可する。

(発言の範囲)

第44条 発言はすべて議題内の事項に限りその範囲を越えてはならない。

(賛否の表明)

第45条 議事日程に記載した事項について討論しようと思う者は、反対または賛成の旨を明らかにして発言しなければならない。

(質疑討論の終結)

第46条 質疑または討論が終わったときは、議長はその終結を宣言する。

(表 決)

第47条 議案について審議が終了した後討議に入り、討議の終了した場合初めて議長は議題を宣告して表決に付する。

第48条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第50条による場合を除き、表決の際議場にはいずる者は、表決に加わることができない。

第49条 議長が表決を採ろうとするときは、表決に付する議題を宣言しなければならない。議長が表決に付する議題を宣言した後は、何人も議題の内容に渉る発言をすることができない。

第50条 議長が表決を採ろうとするときは、議題を可とする者を挙手または、起立させ、その多少を認定して可否の結果を宣言する。

2. 議長は前項において認定しがたいときは、投票で表決を採らなければならない。
3. 前項の投票を行なうときは、議題の可否だけ記入して投票する。

第51条 前条の規定にかかわらず議長は、議題について異議の有無を会議にはかり、異議がないとき議長は可決を宣言する。

(字句の整理)

第52条 決議の条項中、字句の整理を議長に委任することができる。

第4章 委員会

(委員会の設置)

第53条 会長は、定款第45条の規定により委員会をおく。

(委員の委嘱と職務)

第54条 委員は、会員から会長が選任する。但し、選挙管理委員を除く。

2. 委員の任期は、委嘱した会長の残任期間と同一とする。
3. 委員は、互選により委員長、副委員長1名を選出する。
4. 委員は、委員会を構成し、理事会から付託された事項を審議する。
またこれを行なうこともできる。
5. 委員長は、委員会を代表し、その会務を処理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第55条 委員会は、前条第4項に規定するものの外、会務に関し意見を理事会に具申することができる。

(報告の義務)

第56条 委員長は、付託された事項につき各年度毎に、またはその任務を結了したときは、速やかにこれを理事会に報告しなければならない。

2. 理事会は、随時委員長に対し付託事項に関する報告を求めることができる。

第57条 役員は、委員会に出席し発言することができる。

但し、表決に加わることはできない。

(委員会の傍聴)

第58条 会員は、委員会を傍聴することができる。

第59条 会長は、本規則のほか理事会の議決を経て、委員会に関し必要な事項を定めることができる。

(総会付託の委員会)

第60条 第53条の規則にかかわらず、総会において特に必要があると認められた場合には、特別委員会を設置することができる。

2. 但し、本委員会は、その任務が結了したときは次の総会に報告しなければならない。

第5章 班

(班の設置)

- 第61条 会務の円滑なる運営を図るため本会に班を設けることができる。
2. 地域により会員を若干の班に分け、責任者として班長を互選する。
 3. 班長の任期は役員任期と同一とする。

(部会の設置)

- 第62条 会長は、本規則のほか部会に関する必要な規則を理事会の議決を経て定めることができる。

第6章 資産の管理及び会計

(予算の区分)

- 第63条 収入支出の予算は款項に区分する。

(予算案の編成)

- 第64条 会長は、毎年翌事業年度の予算案を編成し、総会に提出する。

(予算の流用)

- 第65条 経費は予算の定めた目的のほか使用し、または各款の金額を流用することはできない。
- 但し、同一款内における各項目の金額は、理事会の議決を経て互いに流用することができる。

(出納の完結)

- 第66条 出納は、毎年3月31日をもって完結する。

(決算書の調整)

- 第67条 会長は、毎年度の決算書を調整し、財産目録とともに次の総会にこれを提出しなければならない。

(金品の出納処理)

- 第68条 下記事項は、専務理事及び会計理事の決済でこれを執行する。但し、日常使用する物品の出納は、職員にこれを行なわせることを妨げない。
- (1) 諸収入の受納
 - (2) 経費の支出
 - (3) 物品の出納

- 第69条 現金及び物品は、現金出納簿によって日々出納を記帳整理するとともに、金銭については預金出納帳及び仕訳帳により、経費の区分を一目瞭然とせしめ、また総勘定元帳簿を備えて収入済額を記入し、残額を明瞭にする。

(預 金)

第70条 現金は、理事会の指定した銀行に会長の名義で預金するものとする。

(備品の保管)

第71条 本会の備品は、会長が保管の責を負う。

第72条 金銭物品の出納事務を処理する職員は、その出納の責を負う。

第73条 本規則に定めのない事項については、専務理事及び会計理事は、会長の承認を得て適宜の措置をとることができる。

(会費・負担金の徴収)

第74条 会費及び負担金の額並びに徴収方法は、総会の決議により定める。

(刊行物の価格)

第75条 刊行物の価格は理事会で定める。

(会費の負担金の減免)

第76条 会長は、特別の事情ある会員に対して、理事会の決議を経て会費、負担金の一部または全部に対し減免することができる。

(使用料、手数料の徴収)

第77条 本会は、使用料及び手数料を徴収することができる。

第78条 使用料及び手数料の徴収について必要な規則は理事会で定める。

(職員の給与)

第79条 本会職員の給与、その他に関して必要な事項は理事会で定める。

(費用弁済と報酬)

第80条 本会役員、委員、職員、その他会員が会長の要請で招集又は出張した場合支弁する。
(総会、定例会、講演会を除く)

2. 関係官公署に会の代表として出張する場合支弁する。

3. 会長が、その他本会会務運営に必要と認めた場合、支弁する。

付記：会務の為、自発的に事務所に出勤する場合は支弁しない。

第81条 本規則に定めるほか、資産の管理及び会計に関する必要な事項は、総会の議決を経てこれを定める。

第7章 事 務

(事務局の設置)

第82条 本会は、会務を処理するため事務局を設置し、職員を置く。

重要な職員の選任及び解任は、理事会の決議によって行う。これ以外の職員については、会長が任免する。

第83条 前条の職員のほかに会長が必要と認めたときは、嘱託臨時雇及び雇傭員を置くことができる。

第84条 前条の職員及びその他の勤務員は、役員及び上司の命を受けて業務に従事する。

(事務取扱いの帳簿)

第85条 本会は、事務取扱いのため下記帳簿を備えなくてはならない。

- (1) 定款及び諸規則
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿及びその履歴書
- (4) 議事録及び会議録
- (5) 仕訳帳、総勘定元帳
- (6) 現金出納帳、預金出納帳及び収支予算の管理に必要な書類
- (7) 会費明細帳
- (8) 発来書簡類
- (9) その他

第86条 会務処理及び費用弁償に関する規則は総会で定める。

第87条 職員の服務規則については理事会で定める。

第8章 本則の改廃

(本則の改廃)

第88条 本則は、総会の議決がなければ改正または廃止することはできない。

附 則

本規則は定款附則に記載した一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の日より施行する。